

令和3年第3回小山町議会4月臨時会会議録

令和3年4月22日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	渡邊 啓貢君	経済産業部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教育次長	長田 忠典君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	池田 馨君	税務課長	鈴木 辰弥君
フロンティア推進課長	湯山 浩二君	建設課長	清水 良久君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	3番 小林千江子君	4番 鈴木 豊君	

閉 会 午前10時47分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算 (第 2 号))
- 日程第 6 議案第 49 号 工事請負契約の締結について
(令和 2 年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事 (建築・機械・電気・太陽光発電))
- 日程第 7 議案第 50 号 工事請負契約の締結について
(令和 2 年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事 (ガス化ユニット))
- 日程第 8 議案第 51 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 9 議案第 52 号 令和 3 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染予防対策のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和3年第3回小山町議会4月臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は4月22日、1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました承認第2号、承認第3号、議案第49号から議案第52号までの6議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。御苦労さまでございます。令和3年第3回小山町議会4月臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席を賜り、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、承認2件、工事請負契約の締結2件、補正予算1件、和解及び損害賠償の額を定めることについて1件の合計6件であります。

初めに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、小山町税条例等の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号））についてであります。

本件は、小山町木質バイオマス発電所における令和2年7月の火災に伴う復旧について、建物災害共済金などの必要な財源が確保できたことから、早急に復旧工事に着手するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第49号 工事請負契約の締結について（令和2年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事（建築・機械・電気・太陽光発電））についてであります。

令和2年7月の火災により被災した木質バイオマス発電所を現状復旧するための工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 工事請負契約の締結について（令和2年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事（ガス化ユニット））についてであります。

令和2年7月の火災により被災した木質バイオマス発電所内にありますガス化ユニットを現状復旧するための工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

本案は、小山地先の町道小山犬の平線での車両損傷事故における和解及び損害賠償の額につきまして、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、令和2年7月の火災に伴う事業停止により、令和2年度の木質バイオマス発電事業特別会計の歳入が2,473万8,000円不足することから、令和3年度の予算から繰上充用するため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,473万8,000円を追加し、予算の総額を5,149万2,000円とするものであります。

なお、各議案の審議に際し、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願います。

以上であります。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正す

る条例)

○議長（池谷洋子君） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、原則として本年4月1日から施行されました。これに伴い、地方税法に基づく条例である小山町税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ令和3年4月1日とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分をしたので、同条3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、昨年度に引き続き、固定資産税、個人住民税、軽自動車税等の改正をするものです。

主な改正点について御説明します。

初めに、条例改正資料（新旧対照表）の26ページを御覧ください。

固定資産税の第1条関係の附則第12条について説明します。これは、現行の宅地等の負担調整措置制度を令和3年度から5年度まで延長することに加え、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置くものです。

次に、34ページを御覧ください。

軽自動車税の第1条関係の附則第15条の2について説明します。これは、環境性能割の税率区分の見直しに加え、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車を対象とするものです。

次に、36ページから40ページを御覧ください。

軽自動車税の第1条関係の附則第16条について説明します。これは、種別割におけるグリーン化特例について規定しているもので、適用対象車の基準を見直し、営業用乗用車等についても適用すること、また、特例措置の期間を令和4年度末まで2年間延長するものです。

次に、46ページを御覧ください。

個人住民税の第1条関係の附則第27条第2項について説明します。これは、所得税額から控除しきれない額を翌年の個人住民税から控除する住宅ローン減税措置対象者の入居期限について、令和3年から1年延長し令和4年12月31日までとし、適用期限を令和17年度まで延長するものです。

その他の改正につきましては、今回の地方税法等の改正に併せ、所要の規定の整備及び削除等

を行ったものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号））

○議長（池谷洋子君） 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号））について、説明をいたします。

本件は、令和2年7月4日の火災により被災しました小山町木質バイオマス発電所において、専門家を交えた検討委員会の結果を踏まえ、復旧に伴う建物災害共済金など必要な財源の協議が整いましたので、速やかに暫定再稼働に向けて取り組むため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月25日に令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算書は別冊となります。2ページを御覧ください。

今回の補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,185万5,000円を追加し、予算の総額を2億1,372万7,000円とするとともに、繰越明許費及び地方債の設定をするものでございます。

初めに、繰越明許費について御説明をいたします。5ページを御覧ください。

1款2項事業費、設計・監理292万6,000円および施設復旧・整備1億5,144万9,000円を繰り越したいいたしますのは、復旧工事が年度内に完了できないことから繰越明許を設定するものでございます。

次に、地方債について御説明いたします。6ページを御覧ください。

起債の目的にありますとおり、木質バイオマス発電事業債により、暫定再稼働の条件となります追加工事に充てるため、限度額を710万円に設定するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。8ページを御覧ください。

3款1項1目雑入1億5,475万5,000円を増額いたしますのは、火災に伴う復旧工事の財源として建物災害共済金を見込むものでございます。

次に、4款1項1目木質バイオマス発電事業債710万円を増額いたしますのは、先ほど御説明いたしました、火災の再発防止策に伴う追加工事の財源となる起債許可額が決定したことによるものでございます。

最後に、歳出について御説明いたします。9ページを御覧ください。

1款1項1目発電事業費748万円を増額いたしますのは、木質バイオマス発電所の応急復旧修繕に要する修繕料でございます。

次に、1款2項1目事業費1億5,437万5,000円を増額いたしますのは、説明欄(2)事業費では、復旧工事に伴う工事監理及び安全性向上のための設計費292万6,000円と、火災保険の対象となります復旧工事及び安全性向上を図るための追加工事の施設整備1億5,144万9,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 議案第49号 工事請負契約の締結について(令和2年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事(建築・機械・電気・太陽光発電))

○議長(池谷洋子君) 日程第6 議案第49号 工事請負契約の締結について(令和2年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事(建築・機械・電気・太陽光発電))を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長(高村良文君) 議案第49号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は15ページからとなります。

本案は、令和2年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事（建築・機械・電気・太陽光発電）の工事請負契約の締結案件でございます。

本工事は、令和2年7月4日の火災により被災した小山町木質バイオマス発電所において、暫定再稼働に向けた復旧であり、建物災害共済金などの必要な財源が確保できたことから、発電所復旧工事を実施するものでございます。

16ページを御覧ください。

復旧工事の範囲につきましては、建築面積282.84平方メートルの木造2階建ての建屋のうち、火災により被災したガス化システム室167.1平方メートルの建て替え工事を実施するものでございます。

主な内容につきましては、ガス化システム室の腰壁以外の壁、柱、屋根などを解体し、それに付随する機械設備、電気設備の撤去を行い、再度、火災前の建物に復旧する工事を実施いたします。また、太陽光発電設備につきましては、一度全ての太陽電池モジュールを外し、再利用可否の判定を行い、再利用可能な太陽電池モジュールは再設置、不可能なものについては新しく設置いたします。

本工事に当たりましては、火災により、柱、はりなどの構造耐力上、主要な部分の一部が焼失し、また、応急復旧修繕時に不可視部分の延焼が確認されたため、工事の安全・円滑な施工を確保し、早急に工事に着手する必要があることから、平成29年度に木質バイオマス発電所整備工事を施工し、令和2年度の火災発生後の応急復旧修繕工事を施工いたしました、大幸建設株式会社小山営業所から見積を徴取したところ、7,020万円にて決定し、消費税相当額702万円を加え、計7,722万円で工事請負契約を締結するものでございます。

なお、工事の完成予定期日は、令和3年10月29日を予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 工事請負契約の締結について（令和2年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事（ガス化ユニット））

○議長（池谷洋子君） 日程第7 議案第50号 工事請負契約の締結について（令和2年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事（ガス化ユニット））を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第50号 工事請負契約の締結についてでございます。

議案書は17ページからとなります。

本案は、令和2年度小山町木質バイオマス発電所復旧工事（ガス化ユニット）の工事請負契約の締結案件でございます。

本工事は、令和2年7月4日の火災により被災した小山町木質バイオマス発電所において、暫定再稼働に向けた復旧に当たり、建物災害共済金などの必要な財源が確保できたことから、発電所復旧工事を実施するものでございます。

18ページを御覧ください。

主な復旧工事の内容につきましては、ガス化システム室内に設置されておりますガス化ユニットが、火災に伴う消火作業や降雨で水をかぶったことにより故障し、運転が不可能となったため、交換工事を実施するものでございます。本施設の木質ペレットガス化熱電併給装置はドイツ、ブルクハルト社製であることから、復旧に当たっては、同社製品の国内総輸入販売元であり、また、平成29年に実施した木質バイオマス発電所整備事業において、本件設備を納入し現場にも精通しております事業者が施工することにより、工期の短縮、安全・円滑な施工を確保できる等、有利と認められる三洋貿易株式会社から見積を徴取したところ、6,170万円にて決定し、消費税相当額617万円を加えた合計6,787万円で工事請負契約を締結するものでございます。

なお、工事の完成予定期日は、令和3年10月29日を予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（池谷洋子君） 日程第8 議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

議案書は19ページを御覧ください。

本案は、町道の維持管理作業中において発生をした自動車損傷事故について、損害賠償の額が和解により決定をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要について説明をいたします。令和3年3月11日午前10時20分頃、地元地区から要望のありました町道小山犬の平線の支障木の伐採作業を建設課職員により直営作業で行っていた際に、事故が発生をしてしまいました。伐採作業中は交通整備に従事する職員を配置し、車両が通行するときは伐採作業を中断して車両の安全な通行を確保するよう努めておりましたが、切り落とし途中の枝がその重さにより折れて落下し、通過車両に当たり車両を損傷させてしまいました。

今回の事故は、町道管理作業の不手際により発生したものでありますことから、町が全額を負担することで和解をし、損害賠償の額につきましては69万2,835円と算定をされました。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入をしております全国町村会総合賠償補償保険により全額が補填されることとなりますが、今後、町道の維持管理及び事故防止につきましては、これまで以上に細心の注意を払い、安全・安心の確保に努めてまいりますので、ぜひ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第9 議案第52号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第52号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計

補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書は別冊となっております。

今回の補正は、令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計において、収支に不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2第1項の規定により、令和3年度の歳入を繰上充用し、歳入不足を補填する増額補正を行うものでございます。

補正予算書2ページを御覧ください。

補正の内容でございますけれども、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,473万8,000円を追加し、予算の総額を5,149万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。6ページを御覧ください。

歳入の不足の補填として、1款1項1目売電収入1,726万8,000円を増額、2款1項1目繰越金を1万円減額、3款1項1目雑入にて、令和2年度に実施いたしました建物応急復旧修繕費に対する建物災害共済金748万円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。7ページを御覧ください。

4款1項1目繰上充用金のうち、説明欄（2）繰上充用金を2,473万8,000円増額いたしますのは、令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算に繰上充用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（室伏 勉君） 議案第52号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、お聞きします。

この木質バイオマス発電事業は、御承知のとおり、令和2年7月の火災により建物の一部が焼失、主要機械部分が消火による冠水のため大きな損害を受けましたが、関係各位の努力により保険の適用、追加工事の起債、復旧工事などにより、再稼働に向けて大きく前進しようとしています。

こうした中、先日の議会全員協議会の席上、高畑議員の試運転、暫定再稼働に対する質問に、試運転開始日、令和3年6月1日が令和3年8月か9月に、暫定再稼働日、令和3年8月1日が令和3年10月ぐらいを予定しているとの答弁でありました。これにより、木質バイオマス発電事業は、令和2年度12月の木質バイオマス発電事業に係る検討委員会の結果報告についての資料、歳入歳出計算表に近い収支にての進捗が想定されるようですが、令和5年度において、発電収入5,200万円、太陽光収入100万円のほかに、新たに売熱収入1,200万円の計上が予定されています。

発電収入、太陽光収入は今までの経験から達成可能と考えますが、売熱収入は同年度が初めての計上であります。また、この収入の計上には熱効率の視点からも近隣地に熱を利用する施設が設立され、稼働状態であることが必要であり、この実現には令和4年度に売熱施設の建設、令和3年度、すなわち今年度中に計画の策定と確定が必須と考えます。

言うまでもなく、売熱は木質バイオマス発電事業の成否を握っており、これ以上の赤字の積上げによる先送りは許されないところであります。そして、売熱に対する町の主体的な方針及び行動が示されない限り、本特別会計の改善は見込めません。

この売熱に対する町の考え方、どのようなスケジュールで令和5年4月からの売熱を開始させるのか、町長のお考えをお聞きしたくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

湯船原地区につきましては、再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域に位置づけられております。その区域内にあります林業エリアにおきましては、木質バイオマス発電所を中心とした持続可能な地域循環型林業の構築を目指しまして、事業の進捗を図っているところでございます。

しかしながら、議員の今、御指摘のとおり、木質バイオマス発電所は発電事業を開始いたしました平成30年度から赤字収支という状況になっております。当初の計画では、電気と熱を売ることにより経営が成り立つという試算でございましたが、現在もこの熱を売るということができていない状況にあります。

そんな中、昨年7月の火災を受けまして、専門家を交えました検討委員会により、木質バイオマス発電事業の今後の在り方について検討がされたところでございますが、これによりまして、安全性を最優先に目標稼働率87%に設定し、令和5年4月からの売熱開始という条件を満たすことができれば、令和9年度には黒字に転じるということが報告されたところでございます。

この令和5年4月からの売熱に向けましては、令和4年度までに事業者の選定、施設整備が完成するよう進めてまいりますが、本施設の運営につきましては、様々な企業と協力関係を築きまして、再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

ただ、この報告によりまして、あそここのところに進出しますサンファーマーズ、そしてサラダボウルと協議をしているところでございますが、まだ売熱という結論には至っていないという状況でございます。

そんな中、今日の静岡新聞にも出ておりましたけれども、全国ではエネルギー供給関係の様々な民間企業がこのバイオマス発電をやるということで、報道が度々されております。今日の静岡新聞では、静岡ガスが山形のバイオマス発電所に参画をするということでございます。こういう全国の状況を鑑みますと、やはり小山町は町単独でこの発電所事業を地方公営企業として特別会計でやっているわけでございますけれども、全国の状況をみますと、民間との連携というような手法、あるいは民間にそのままやっていただくというようなことも研究・検討をしていく必要性があると考えております。この売熱について、周辺の進出予定の企業と調整をしていくわけでございますけれども、その一方では、そういう全国の状況を見ながら、官民連携、あるいは民間売

却という形も検討・研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 室伏議員、再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再質問といたしますか、確認をさせていただきたいのですけれども、ただいま町長から、かなり詳しい諸施策ですとか進出企業に対する協力、全国の情勢を見るというような答弁をいただきました。

1点、私、思っているんですが、新たにこの売熱の事業をスタートさせるに当たりまして、やはり町がしっかりとしたコンセプト、町が主体となって民間業者等々の誘導を進めて事業を展開させるという認識でよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の再質問にお答えさせていただきます。

この木質バイオマス発電事業でございますけれども、当該地区、湯船原地区、そしてバイオマス発電事業の公益性といたしますと、再生可能エネルギー利用促進、あるいは、ちまたで言われておりますカーボンオフセット、併せまして森林整備、当地区の林業活性化等というような公益性があるという認識を持っております。

したがって、この事業を継続する必要性は十分にあるという認識をしておりますので、そういう認識下で、先ほど答弁をいたしましたことを行っていくというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和3年第3回小山町議会4月臨時会を閉会します。

午前10時47分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 小 林 千 江 子

署 名 議 員 鈴 木 豊